

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
[仮訳]

2020年11月5日 東京

ワーキング・パーティ 1
貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長
欧州ビジネス協会（EBC）
会頭
ミハエル・ムロチェク

共同議長
丸紅株式会社
顧問
矢島 浩一

共同副議長
BUSINESS EUROPE
事務局長
マーカス・ベイレール

共同副議長
地球産業文化研究所
顧問
福川伸次

略語一覧

| 略語 | 意味 |
|-------|-------------------------|
| AEOs | 認定事業者 |
| APA | 事前確認制度 |
| ATP | 技術的進歩への適応化 |
| BEPS | 税源浸食と利益移転 |
| BPR | バイオサイド規制 |
| CAA | 消費者庁 |
| CbCR | 国別報告 |
| CCCTB | 共通連結法人税課税標準 |
| CE | 欧州基準適合 |
| CLP | 分類表示包装 |
| CMR | 発がん性、変異毒性または生殖毒性 |
| CoRAP | 共同体ローリング行動計画 |
| DDA | ドーハ開発アジェンダ |
| ECHA | 欧州化学物質庁 |
| EIOPA | 欧州保険年金監督機構 |
| EN | 欧州規格 |
| EP | 欧州議会 |
| EPA | 経済連携協定 |
| EU | 欧州連合 |
| FDI | 海外直接投資 |
| FSA | 金融庁 |
| FTA | 自由貿易協定 |
| FTT | 金融取引税 |
| G8 | 主要 8 か国 |
| G20 | 主要 20 か国・地域 |
| GATS | サービスの貿易に関する一般協定 |
| GDP | 国民総生産 |
| GHS | 化学品の分類および表示に関する世界調和システム |
| GoJ | 日本政府 |
| GPA | 政府調達に関する協定 |
| GPS | 世界製品戦略 |
| HSE | 健康・安全・環境 |
| ICTs | 企業内転勤者 |

| | |
|-------|---------------------------|
| IEC | 国際電気標準会議 |
| IPM | インターフェース・パブリック・メンバーズ |
| ISO | 国際標準化機構 |
| JAS | 日本農林規格 |
| JELMA | 一般社団法人日本照明工業会 |
| JET | 財団法人電気安全環境研究所 |
| JETRO | 日本貿易振興会 |
| JIS | 日本工業規格 |
| JR | ジェイアール |
| KPIs | 重要業績評価指標 |
| LED | 発光ダイオード |
| LoA | 利用状 |
| MAFF | 農林水産省 |
| METI | 経済産業省 |
| NTM | 非関税措置 |
| NOL | 純営業損失 |
| OECD | 経済協力開発機構 |
| OR | 唯一の代理人 |
| PPPR | 植物保護製品規制 |
| PSE | 電気用品安全法 |
| R&D | 研究開発 |
| REACH | 欧州化学品規制（化学物質の登録、評価、許可、制限） |
| RoHS | 欧州特定有害物質使用制限指令 |
| SDS | 安全データシート |
| SIEF | 物質情報交換フォーラム |
| SMEs | 中小企業 |
| SVHC | 高懸念物質 |
| UNECE | 国際連合欧州経済委員会 |
| VAT | 付加価値税 |
| WCO | 世界税関機構 |
| WHO | 世界保健機関 |
| WTO | 世界貿易機関 |
| WP | ワーキング・パーティ |

序文

日本はEUにとって第7位の貿易相手国であり、EUは日本にとって第3位の貿易相手地域である。既に非常に重要なこの貿易関係は上向きの可能性を大いに秘めており、日・EU経済連携協定（EPA）の恩恵は互いの国内・域内市場で現在事業を展開している多くの日欧企業のみならず、協定により創られる新たな機会に関心を持つすべての企業に及ぶ。ワーキング・パーティ1メンバーは、協定の実施により、本報告書およびこれまでの報告に反映されている日欧企業が抱える具体的な懸念に応えるものでなければならないという点を強調する。問題は山積しているため、BRTは、必要な進展を実現するよう日・EU両政府に要請する。公正で競争的な事業環境を確保するために多くの改革が必要である。これらは、ワーキング・パーティ1メンバーの日欧市場における実務的経験から特定されている。本報告書では、以下の主要な課題に対し具体的な提言を行う。

- 共通の規制環境の構築、可能な限りの規制、基準、販売許可の相互承認、国際標準の採用及び規制協力の推進
- 不必要な障壁と煩雑な手続きの撤廃
- 財とサービスの双方に関する国内外の全ての企業の公正な競争および平等な待遇の保証
- 海外直接投資の条件の改善

そして、最後に、

- 新たな管理上の負担のない BEPS（税源浸食と利益移転）行動の実施を含む、より簡素で負担が軽く合理的な税制の追究

以下の本文中における優先課題の表記については、星印1つ（*）は「重要な」提言を示す。（例：WP 1/ # 01* / EJ to EJ）

欧州と日本両産業界からの提言

WP-1 / # 01* / EJ to EJ EPA 後の日・EU 経済関係の強化

BRT は、日・EU EPA の円滑な締結と執行について、欧州委員会およびその加盟国、ならびに日本政府の双方を称える。BRT は同時に、協定の効果を最大限に引き出すとともに、協定を土台としてシナジー効果の恩恵をさらに受けるために、両者がより高い目標を持つべきであるという点を強調したいと考える。協定の一層の有効活用は、持続可能な連結性及び質の高いインフラなどにおける更なる協力とともに、新型コロナウイルス危機後の双方の経済回復を確固たるものとするためにも重要なものである。また、新型コロナウイルス危機により明らかとなったサプライチェーンの脆弱性への対応においても、志を同じくする EU および日本が、EPA を通じて、相互の補完性および競争力を強化していくことが重要である。よって BRT は以下の事項を提言する。

規制協力を強化する

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 規制協力、調和および国際規制および試験手順の相互認定の追求により、障害のない EU と日本の自由貿易に向けて引き続きさらに努力する。
- あらゆる規模の企業と定期的に協議し、最適な規制協力の実施を確保する。

BRT は以下のように考えている。

- 規制協力は、EU と日本が率先して世界標準と規制を設定する上で役立つ。また、企業だけでなく、経済と社会全体にも貢献する。
- より活発な貿易およびさらなる経済統合は、保護主義の広がりに対抗する力としても働く。
- ウイルスに打ち勝ち、確実な経済復興を果たすためには、グローバルな連帯、協力及び効果的な多国間主義がこれまで以上に不可欠である。他国にそのような取り組みが可能であることを示すためにも日 EU の協調関係をさらに発展させていくことが極めて重要である。

特に中小企業による日・EU EPA の活用を促進する

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 大手企業だけでなく、中小企業も協定を最大限に活用できるようにする。
- EPA を活用することの利点を産業界に積極的に伝える。

BRT は以下のように考えている。

- 中小企業は、EU と日本の双方の経済にとって重要かつ不可欠な部分である。同時に、中小企業はリソース、そして場合によっては知識すら不足していることがあるため、複雑な制度の活用が困難な傾向にある。EU と日本の貿易がその潜在性を最大限に開花させるためには、中小企業の参加が不可欠である。
- 原産地規則に関して各国当局が異なる取扱いをすれば、協定の利用率に悪影響が生じるだろう。よって、当局が取扱いの格差を最小化することがきわめて重要である。

第三国における共同投資

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- EU と日本の産業界を引き続き支援し、第三国、特に西バルカン、東欧、中央アジア、インド太平洋、アフリカにおいて共同投資を行う。

BRT は以下のように考えている。

- このような支援は、投資によって生活水準を著しく押し上げることができる発展途上国において特に重要である。
- EU と日本が世界の舞台で引き続き主導的な役割を果たし、競争力を確実に強化することがさらに重要となる。
- 新型コロナウイルスの世界的大流行は日本と EU だけで自国内で解決できるものではない。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響に直面しているパートナー国に対し、短期的な支援にとどまらない、中長期的な支援を拡充していくことが重要である。

英国の EU 離脱の影響を最小化

BRT は EU に対し以下の点を求める。

- 移行期間後直ちに、関税ゼロや有効な規制調整および EU・英国間の最小限の通関手続きなど摩擦のない貿易を含む、物品の取引、サービス、投資、全てにわたる総合的な EU・英国間 FTA の実施を通じて自由で公正な貿易を保護・促進するために英国と協力する。

- 英国では、2021 年末までの猶予期間とあわせて、2022 年 1 月 1 日までに製造が完了し、市場に投入する準備が整った製品については、新たな基準適合マークの適用対象外となるが、この措置を延長するよう英国政府に要請する。また、ビジネスやイノベーションの活性化に向け、日本や EU の適合性評価との調和を図るべく、国際的に認知された手法を用いるよう英国政府に働きかける。
- 自由な投資、円滑なサービスと金融取引、規制・規格の調和、必要な技能を備えた労働力へのアクセスを含め、好ましいビジネス環境を維持／回復する。
- あらゆる業界の声に耳を傾け、新しい取決めが混乱を招かないようなやり方で実施されるよう取り計らうとともに、必要な措置をできる限り講じる。

BRT は以下のように考えている。

- 英国の EU 離脱は EU、日本、英国にそれぞれ影響を与えるだけでなく、EU と日本の関係にも影響する。
- 準備に関する懸念と情報伝達に対処するために産業界と協働することが、起こりうる混乱を最小限に抑える助けになる可能性がある。
- EU、日本、英国の間の公正で自由な貿易は、ビジネス活動に資するだけでなく、消費者や社会全般の福利を含めて広範な協力や相互利益につながる。その上、継続的に、ルールに基づいた国際秩序や法の支配及び民主主義も促進する。

WP-1 / # 02* / EJ to EJ 意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案、カザフスタンにおける次回の WTO 閣僚会合に向けて

世界における保護主義圧力の高まり、貿易を歪める方法の蔓延並びに COVID-19 危機後にそれが一層悪化する可能性を受け、EU 及び日本は、他の WTO 加盟国とともに多角的貿易体制の守護者として、WTO を核とする体制を守るべきであり、世界貿易の秩序を維持し、人々、資本、製品及びサービスのモビリティを確保し、COVID-19 の悪影響からの経済活動再開を可能にし、さらなる自由化を推進する公正なルールの礎としての WTO 協定の価値観を守らなければならない。このため、WTO 及びその加盟国は、貿易及びグローバリゼーションに対して表明された懸念を考慮に入れるとともに、多国間の貿易体制の関連性を確保し、現下の課題及び将来の課題に、より良く対応するよう改革していく。

BRT は、EU 及び日本に対し、下記を求める。

- グローバルなバリューチェーンのより一層の裨益を図るという WTO の交渉の根幹は強化されるべきである。この点において、EU 及び日本は中心的な役割を果たすべきである。

- WTO 施行の中心、特に WTO 上級委員会の適正な機能を保護する。新判事任命における現在の膠着状態は、2019年12月以降、組織機能が事実上マヒしていることを意味し、WTOの紛争解決能力に深刻な打撃を招いている。BRTは、現在の上級委員会の問題への対処方法として、WTO に対する「多当事者暫定的上訴仲裁制度（Multi-party interim appeal arbitration arrangement:MPIA）」を策定すると EU のリーダーシップを歓迎する。しかし BRT は、この解決策の一時的な特性を認識し、WTO 加盟国は、より建設的な対話に参加する必要があると強調する。
- 市場本位の貿易環境の重要性を再確認する。WTO 改革に関しては、特に産業向け補助金及び技術移転に関する WTO 規則の強化及び通告義務の順守改善の努力における、米国、EU、及び日本の三者間協力の継続を支持すると共に、WTO の全加盟国がそれぞれの実際の経済力に則り貢献を行うことを確保する。最後に、BRT は、電子コマースの貿易関連面に関する規則策定を支持する。
- 他の WTO 加盟国と協力し、グローバルなバリューチェーンを円滑に機能させるために不可欠な更なる項目について探究する。これには、例えば、産業向け補助金、輸出規制の緩和、投資（円滑化）および競争の項目が含まれる。
- 多国間の交渉を再度活発化させ、サービス貿易協定(TISA)を前進させるべく交渉のモメンタムを構築する、またはこれに代わり、サービス分野における自由化達成に向けた他の方法を探求する。
- 2015年12月の合意通り、情報技術協定(ITA)の対象品目・参加加盟国及び地域の更なる拡大に向けた議論を主導する。
- COVID-19のパンデミックに関する現在の状況は、早期の技術的進展を捕捉する必要性を強調する。この点において、ITAの拡大は、IT品目に対する関税の撤廃及びデジタル・トランスフォーメーションの推進を導くはずである。
- さらに、全ての WTO 加盟国間での合意達成の困難さを考慮すると、ITA は、多国間ベースの交渉の維持及び継続で重要な役割を果たす。
- WTO における電子商取引の関税上のモラトリウムの恒久化を奨励し、技術革新及びデジタル経済の根幹は、電子商取引の関税不賦課の広まりにあると指摘する。

BRT は下記を確信する。

- 85 の WTO 加盟国による e-コマースに関する合意に向けた交渉推進は、規則策定の核である WTO を正しい方向に向ける重要な第一歩であり、BRT は、データの越境フローを確実にする規則を含める、意欲的、包括的、かつ商業上有意な成果を求める。
- e-コマース協定は、データローカライゼーション要求や、ソースコードなどの情報開示請求を禁じ、デジタル製品の非差別処遇を確保すべきである。

- WTO の対象となる物品及びサービスの世界的な自由貿易を実現することが重要である。これには、実際に効果を与え、バリューチェーンのグローバル化を考慮に入れるべく、バリューチェーン全体の物品を含めるべきである。自由化には、物品と部門との間で不公平な差別をしない限りにおいて、環境物品協定(EGA)に關係する環境物品を含めるべきである。

WP-1 / # 03* / EJ to EJ 国際規格の適用と規制協力の強化

規制協力は、日欧両経済圏が経済的に繁栄するための鍵になると BRT は考えている。2019 年 2 月に日・EU EPA が無事締結されたことを考えると、新規制が協定に基づく市場アクセスの便益を帳消しにしたり損なったりせず、二者間貿易に新たな障壁をもたらさないことを保証するだけでなく、両経済圏の規制協力をさらに拡大・強化することがますます重要になるだろう。これにより、EU と日本がシームレスなビジネス環境を形成し、最終的にこのような協力関係が他の二国間・多国間関係にも広がっていく。

総括的提言

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- EPA を土台として規則・規制・規格の調和をともに目指す。この点に関して EPA が非常に大きな成功をもたらしたことは間違いないが、EPA が取り扱っていない分野、ならびに新たな分野およびテクノロジーに対応するための活動を継続しなければならないと BRT は考える。
- 双方の現行規制と今後の規制について理解を深める。
- 国際規格が作成されていない場合、それが可能かつ妥当であれば、機能的に同等の要求事項に基づいて承認された製品の輸入・販売・使用の承認を受け入れる。
- 貿易と投資への障壁を生じるおそれのある政策が取られることを防ぐため、新しい規制動向が内外のビジネスに与える影響を調査する。
- 規制および規格の調和に関して、産業界の経験に基づく具体的な活用事例を議論することで、産業界との密接な対話を実現させる。

BRT は以下のように考えている。

- EPA は規制協力の完璧な土台を形成するが、この機運を維持するためにはさらなる努力が必要である。

- 執行可能な規制の調和を実現させるためには、交渉中と同じようなものの考え方が必要である。
- 継続的な対話が必要だが、成果なき対話を避けるため、明確な目標を定める必要がある。

1. 共通の化学物質規制の設定

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 規制物質の共通リスト、データの評価・共有に対する共通のアプローチ、および危険有害性分類を確立する。
- 全面的な認証への第一歩として、EU と日本のいずれかで実施された試験結果を他方で実施されたものとして認定するシステムを確立する。

BRT は以下のように考えている。

- EPA が優れた土台を提供し、有機化学品の生物分解性に関して進展が見られた。しかしながら、2 つのシステムを調和または相互承認するためには、さらなる努力が必要である。
- 共通の規制環境は、コスト軽減を通じて産業界に恩恵をもたらすだけでなく、価格の低下や一貫した保護を通じてユーザーと消費者にも恩恵をもたらす。

2. 共通の資源効率政策の策定

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 適正なインセンティブ、標準化された試験法、基準、および EU と日本の環境製品宣言の共通形式を用いて資源・エネルギー効率の概念を広め、これらの政策が国際的に共有されるように互いに協力する。規制の調和を追求すべき分野は、材料リサイクルおよびエネルギー回収の分野である。EU と日本の経済がサーキュラー・エコノミーになるためには、双方にとって不可欠な分野である。
- エネルギー効率規制、関連するラベル表示に関する規則、および環境・炭素フットプリント・スキームの国際的調和を推進するために多国間レベルで協力する。

BRT は以下のように考えている。

- エネルギー・環境関連問題の多くを解決するためには、共通のアプローチを取るしかない。よって、EUと日本がISOとIECのレベルで、この分野におけるリーダーシップを発揮することが重要である。

3. AEOのメリットの拡大

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 認定事業者（AEO）により具体的なメリットを提供するために、さらなる規制協力の導入を目指す。
- 輸入における更なる自由、簡素化、および責任を企業に与えることにより、企業の事務的負担を増やすことなく、実質的な利点を増やせるように注力する。

BRTは以下のように考えている。

- 各出荷物を適正に追跡する能力があることを示せるという点で企業にメリットのある、より円滑な物流システムが必要である。
- これは、違法な出荷に重点を置き、トレーサビリティの点で能力が低い企業を支援できるという意味で当局にとっても有益である。

4. UN規則の採用と自動車分野における規制協力の推進

BRTは日・EU両政府に対し以下の点を求める。

- 自動車規制の世界調和のためのフォーラムとして、国際連合欧州経済委員会（UNECE）と引き続き協力し、活動を促進する。
- さらに、相互承認の恩恵を拡大することにより、欧州と日本の双方の自動車輸出に関し、規制遵守の負担を軽減するための国連基準の採択を加速させる。
- 電気、クリーンディーゼル、ハイブリッド、燃料電池車、自動運転技術、協調型運転技術等、環境に優しい、安全な自動車技術の円滑な市場導入が促されるように、国際的調和が図られた技術要求事項および試験手順の確立に向けて協力する。

BRTは以下のように考えている。

- 共通の規制枠組みは、調和が重要であり、UNECEが適切な討論の場であるという強いシグナルを諸外国に送ることになるだろう。

WP-1 / # 04 / EJ to EJ 社会保険料の二重払いの回避

BRT は、日本と EU 加盟 13 か国の間で社会保障協定が結ばれたことを歓迎する。日本と EU 加盟数か国との間で交渉または事前協議が進められている。

BRT は EU 加盟国と日本に対し以下の点を求める。

- 年金保険料の二重納付が不要になるように二国間協定を速やかに締結する。
- 中間的措置として、被雇用者および雇用者の年金保険料を免除するか、または本人が国を離れる際に本人と雇用者の両方に納付済み保険料を還付する規則を導入する。

BRT は以下のように考えている。

- 労働力の流動性の高まりや企業におけるグローバルな規模での異動と採用の必要性の高まりを背景に、社会保障協定の必要性も高まるだろう。

WP-1 / # 05* / EJ to EJ BEPS 行動計画、金融取引税、およびその他税制問題に対する提言

BRT は、国際的に公平な課税枠組みおよび公平な競争の場の形成を支持する。BRT は同時に、税制はできる限り単純で透明性の高いものあるべきであり、企業に過度な事務的負担をかけるべきでないと考える。

BEPS 行動計画

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- BEPS 行動の実施が、企業の事務的負担を増やすことのないよう保証する。
- OECD が提案するプロトコルに従って、多国籍企業の子会社ではなく、多国籍企業の最終親会社のみに関別報告書 (CbCR) の提出を求める。
- 二国間および多国間事前確認制度の締結促進を目指す。
- 公開 CbCR に関する欧州委員会の提案を実施しない。この提案は納税者に関する情報の秘密保持に違反しているからである。
- BEPS 行動 13 が求めるように、納税者に関する情報の秘密を保持する。
- 恒久的施設 (PE) に関して金融サービス業界が広く実践するグローバル・トレーディング・ビジネスモデルに特に注意を払う。欧州諸国の税務当局は、グローバル・トレーディング・ビジネスのもとでオフショア・ブッキング・エンティティ

ィにブッキングするトレーダーは従属代理人の資格を満たすべきとの判断に基づき、租税査定を行う前に PE に最大限の注意を払う。

- BEPS 行動 13 および行動 7 との関連の有無を問わず、新しい課税規則を実施する前に、他の地域の実施要件に最大限の注意を払う。
- 法令を遵守している納税者に無用の不安を与えない。また、2013 年に OECD/G20 各国が合意した通り、意図せぬ二重課税を防止する。

金融取引税に関する提言

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 特に金融取引量の減少と流動性の低下に関し、金融取引税の悪影響を最小限に抑える。
- 資金調達コストが増えないように、また合法的なヘッジング活動が妨げられないように十分な注意を払う。
- EU において資本市場を発展させ、統合するために、一つの調和税制における取引の範囲、課税国、税率に関する継続的協議を慎重に検討する。

BRT は以下のように考えている。

- 明確かつ透明な規制に関しては問題にならないが、金融取引税は市場の流動性を低下させるおそれがある。これは金融機関だけでなく、企業や消費者にも悪影響を与えるだろう。

その他の税金問題

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 所定の時間枠の中で、条約に関わる紛争の解決を保証するためのメカニズムとして、日本および EU 加盟 13 か国（オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポーランド、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国）を含む 20 か国が締結を約束した二国間租税条約において、強制力・拘束力のある相互協議事案仲裁に EU 全加盟国および日本を含める。
- 成長とイノベーションにつながり、遵守する側の企業と執行する側の税当局の双方の時間とコストを軽減する、より単純で、負担の軽い、理に適った税制を目指す。

- ロイヤルティ、利息および配当の支払いが、できる限り広範囲に源泉徴収税を免除されるよう保証するため、二重課税をなくし、EU加盟国と日本との間の租税条約を近代化する。
- 経済的混乱を招かないために、現在 OECD で議論されているデジタル課税に関する合理的な枠組みを世界的に確立すべく協力する。

WP-1 / # 06* / EJ to EJ 原産地規則に関する提言

日・EU 経済連携協定の発効に伴い、原産地規則が重要な役割を果たすようになる。生産者が協定によって与えられた特恵を受けるためには、生産物に関してこれらの規則を満たさなければならない。

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- EU から日本に物品を輸入する際に、「輸入許可前引取制度 (BP) 」では事前許可が必要であること、許可取得から 3 か月以内に必要書類を提出しなければならないことから、制度の使用がかなり制約される。また、日本から EU に物品を輸入する際に、「欧州連合関税法典 (UCC) 」に基づく輸入後に特恵関税の適用による関税還付を申請した場合、EU 加盟国の税関による書類審査は著しく厳格であったり、審査期間が目立って長期化する等により、日・EU EPA に基づく特恵関税の恩恵を享受することが困難なケースが発生している。そこで、日本と EU 双方の輸入業者が両国の制度を容易に、かつ速やかに利用し、恩恵を受けられるように、我々は両政府に対し、承認手続きや書類審査の柔軟化・迅速化の運用改善、および制度の利用期間の延長等の措置を要請する。

BRT は以下のように考えている。

- 日・EU EPA のメリットを最大限に享受するために、日本と EU が双方の制度をより使いやすくすることが重要である。

WP-1 / # 07* / EJ to EJ EPAの遡及的適用

多くの輸入業者が EPA の提供する優遇措置の利用に悪戦苦闘してきた。税関当局が追加情報を要求することや、複数の貨物に関する説明に問題が生じたことが原因である。遡及的適用に関する条項が協定に盛り込まれていないため、EU または日本が原産地であるにもかかわらず、輸入業者が優遇措置を求める機会は限られている。

BRT は政府に以下の点を求める。

- EU または日本を確かに原産地とする製品が常に意図された通り協定を利用できるように、協定の遡及的適用を認める。

WP-1 / # 08* / EJ to EJ コロナ禍における国際的な人の往来に関する二国間／地域間協定に関する交渉の開始

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界中の国が入国制限を課した。多くの場合、非居住者に対する制限であったが、国籍保有者のみ入国を認めるという場合もあった。日本は、近隣諸国を中心に国際的な人の往来についての交渉を開始しており、既に合意に至ったものもある。EU や EU 加盟国との間では、現時点では残念ながらそうした交渉は進んでいない。日 EU 間での人の往来が再開されなければ、貿易や投資に悪影響が及ぶだろう。

BRT は日・EU 両政府に対し以下の点を求める。

- 日 EU 間におけるビジネス関係者の短期出張を可能とするよう、直ちに交渉を始める。
- 今後パンデミックが発生した場合の対応方針について、国際的な人の往来の制限に焦点を当てつつ検討を行う。

日本に対する欧州産業界からの提言

WP-1 / # 09* / E to J 基準・製品認証の調和と相互承認。国際規格の可能な限りの受入れ

産業界は今なお、国際規格または国際規制と調和しない規格および製品認証に直面している。さらに、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格に準拠して発行されたものであるにもかかわらず、海外の承認の中には日本の当局によって認められていないものがある。これによって画期的な新製品市場への導入に遅れが生じ、輸入コストも上昇する。BRTは、消費者の健康と安全を守る必要性は尊重しつつ、日本政府に対し、基準・認証手続きの整合化、製品認証の相互承認、調和された基準が存在しない分野における機能的に同等な要件に基づき承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。そうならば、一方の市場で承認された製品は自動的にもう一方の市場でも受け入れ可能となる。BRTは、日本政府に対して以下の事項に特に重点を置くよう提言する。

自動車

原則としてEPA合意は、「日本およびEUの双方が、製品の安全性および環境の保護に関して同じ国際規格で完全な調和を図ること」を保証する。「これは、欧州の自動車にはEUと日本において同じ要求事項が適用され、日本への輸出に際して再度の試験および認証が不要であることを意味する」

しかしながら、この分野においては協定の理想と現実の間に大きな乖離が見られる。その原因は、最長7年間にわたる移行期間、いくつかの適用除外、および一部分野における特殊規定である。概して、協定は現状を大きく改善するに至っていない。協定の現行規定のもとでは、改善は漸進的でありスローペースになるおそれがある。特に排出／燃費という重要な分野において、この食い違いが続くことが予想される。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 移行期間を短縮する。
- 現在、協定で取り扱われていない分野においてさらなる調査を促進する。
- 特に排気／燃費の分野で、EPAの意図した通り、車両を日本に輸出する際に、再度テストや認証を受ける必要がないことを保証することを含め、EU認証の承認を任意から必須条件に変更する。

- 自動車ワーキング・グループを活用し、意図された変化の加速と調和に向けた取り組みの拡大を通じてこの分野におけるメリットを高める。

鉄道

BRTは日本に対し以下の点を求める。

- 適合性評価のための国家システムの導入に力を入れ、試験および認証の相互承認を促進する。あらゆる鉄道関連セクターの内外企業を含む、日本政府主導のワーキング・グループを設立すべきだとBRTは考える。
- 日本の事業者が必要とする規格および試験が透明な形で伝達され、欧州のサプライヤーがこれらの要求事項を満たし、これを超えることができるように、さらなる配慮を払う。

BRTは以下のように考えている。

- 国家の試験スキームはサプライヤーのコスト削減につながると同時に、当局もまた、鉄道関連会社が適正な安全要求事項を満たしていることを確認しやすくなる。

加工食品

EPAは関税引下げを提案しているが、企業の規制環境には未だに変化がない。これは、往々にして日本特有の要求事項を満たすために、企業が膨大なリソースと資金を費やさなければならないことを意味する。

BRTは日本に対し、以下の点について欧州政府と協力するよう求める。

- 欧州の承認および試験方式を承認する。
- 国際的に承認された食品添加物および酵素との調和を図る。
- 日・EU EPAのもとで恩恵を受けているいくつかの製品を農畜産業振興機構（ALIC）が輸入しなければならないようなシステムを廃止する。

BRTは以下のように考えている。

- 欧州の承認および試験結果の承認が増加すれば、日本の消費者はより種類豊富で安い欧州製品の恩恵を受けられる。

WP-1 / #10* / E to J 自主検定およびリスクアセスメント

生産サイクルが短縮されたことに伴い、リスクアセスメントと自主検定がますます普及してきた。これは市場に製品を導入するまでの時間を短縮すると同時に、企業が適正な責任を負うことを保証するためである。自主検定は日本でも用いられているが、政府または第三者の承認が必須とされることが多い。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 人命、動物および植物の保護に十分な配慮が払われることを保証しつつ、自主検定の利用を拡大する。

WP-1 / # 11* / E to J 自動車

軽自動車とその他の自動車は、租税、保険および駐車規則の面で相変わらず異なる取扱いを受けている。経済産業省（METI）と日本自動車工業会（JAMA）は、課税における格差レベルを1：2に縮小することを提案したが。現時点で軽自動車とサブコンパクトカーの基本的な税率の差（1：3.3）は受け入れがたいほど大きく開いたままである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 軽自動車とその他の自動車を税と規制の両面で同じ条件下に置く。

WP-1 / # 12* / E to J 運送・物流

BRTは、WP-1/#03/EJ to EJに加え、運送業者、通関業者、輸入業者を問わず、これらの事業者に対して実質的な利点がもたらされるよう、認定事業者（AEO）制度を改定することを日本に対して提言する。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当に魅力を感じられるように事務負担を軽減する必要がある。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 検疫関連規則が適用される製品については、保税倉庫を最初の寄港地として取り扱えるようにする。
- 海上輸送については電子荷渡指図書の使用を促進する。
- 現在、多くの日本企業は大手企業を含め、未だにファックスと書類による発注を使用していることから、物流業界のデジタル化を先頭に立って推進する。

- スマートボックスをコンテナの一部とすることを許可する。これを貨物の一部として申告しなければならないのは日本のみである。このため、スマートボックスの輸入申告を行わなければならない。

BRTは以下のように考えている。

- よりシームレスでフレキシブルな輸送セクターは、貿易全体の流れに好影響を与え、EPAが提供する市場へのアクセスの向上をますます促進するだろう。

WP-1 / # 13* / E to J EPAの遡及的適用

日本の多くの輸入業者は、EPAが提供する優遇措置の活用を苦慮している。これは日本の税関が追加的情報を要求するためである。この情報が機密情報であったり、輸入業者がその情報を別の理由で所持していないか、あるいは当該輸入には時間的制約があるため、不足情報の提供を要求されることによってリスクを負いたくなかったりするケースが多い。残念ながら、こうした理由により、協定外で製品を輸入することを選択し、WTOの定める関税を納付する企業もある。日本の税関が追加情報の提出を義務付けないと発表したことに伴い、現在は同じ製品の輸入が可能になっているはずである。EUは従来、遡及的適用を行っているが日本はそうではない。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- EUを原産地とする製品が当初意図された通り協定を利用できるように、協定の遡及的適用を認める。

WP-1 / # 14 / E to J 航空機

羽田D滑走路の重量制限は、欧州製航空機の使用を妨げる障害であり、羽田空港の国際線発展拡大を阻む障害でもある。これらの重量制限を再検討し、エアバス製A380やA350等の新型・大型航空機の運用を可能にすべきである。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- これらの重量制限を再検討し、エアバス製 A380 や A350 等の新型・大型航空機の運用を可能にする。これは、A380（コード F 航空機）と同じカテゴリーに属する 747-8i の承認に合わせてなされるべきである。

BRTは以下のように考えている。

- 訪日観光客が増加している。ラグビー・ワールドカップや 2020 年オリンピックの影響で訪日観光客はさらに増加する。発着枠（スロット）を増やすことは難しいため、大型航空機はこれらの問題の克服に重要な役割を果たすだろう。

WP-1 / # 15 / E to J 財務報告

財務報告に違いがあるため、企業はいくつもの財務報告書の作成を強いられることが多い。特に多国籍企業の場合はそれが言える。

BRTは日本政府および企業会計基準委員会（ASBJ）に対し以下の点を求める。

- 日本の会計基準（JGAAP）と国際会計基準の調和を果たし、面倒な調整の手間を減らすことを優先する。
- 税法と会社法の調整を検討し、2 つの法律がより密接に結びつくように財務報告の統一を促進する。それにより、企業は上述した財務報告の整合がもたらすメリットを享受しながら、現在の税制上の便宜を維持することができる。

BRTは以下のように考えている。

- これはコスト削減とデータの透明性・正確性の向上に貢献すると同時に、財務諸表の比較可能性を改善することによって日本金融市場の魅力を高めることにつながる。

WP-1 / # 16* / E to J 新型コロナウイルス感染拡大下における渡航制限および待機要請

年初に新型コロナウイルスの感染が拡大したことを受け、世界中の国々が外国人の入国制限を実施した。EUと日本の双方が同じ措置を取った（現在も同様）。現在は、EU、日本ともに居住者の入国（入域）を認めている。さらに、EU加盟国の大半は、ビジネス関係者を含む短期滞在者についてもEU入域を認めている。日本は、2020年10月1日からビジネス関係者が日本に入国するためのビザ申請を認める。

しかし、残念なことに、日本に居住する外国人の取扱いは日本国籍者とは異なる。外国人居住者は日本を発つ前に出国を届け出なければならない。日本国籍者には、この要件は適用されない。さらに、外国人居住者が海外に行く際には、日本に帰国

する前に、当該国における新型コロナウイルス感染検査で陰性の判定を受ける必要がある。加えて、この検査結果は日本への出発前72時間以内に発行されたものでなければならない。BRTは、この取扱いの差に医学的根拠はないと考える。

現在、日本は海外からの帰国者を対象に14日間の待機を実施している。これは日本国籍者と外国人の両方に等しく適用される。しかしながら、2020年10月1日から入国を認められる短期滞在のビジネス関係者の場合、14日間の待機を強いられるとなると、この14日は職務遂行能力に大きな影響を及ぼす。日本はすでに、二国間取決めに基づき、この規則の適用除外を認めている。BRTは、この適用除外を欧州からのビジネス関係者に拡大適用しても問題ないと考える。

BRTは日本政府に対し以下の点を求める。

- 新型コロナウイルスに関し、日本国籍者と外国人居住者の取扱いの差を直ちに撤廃する。
- 二国間協定に基づく取決めと同様に、欧州からの短期滞在ビジネス関係者を待機規則から除外できる制度を実施する。

EUに対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 17 / J to E 化学品規制

REACH

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- 現在、欧州委員会で協議中の REACH 規則の見直しにおいて、ポリマ登録制度が検討されているとのことだが、このポリマ登録については、他国の制度と同様、人の健康や環境への懸念の高いポリマのみを登録し、低懸念ポリマは登録免除する制度とする。
- このような理由から、EU は国際的調和（整合化）にあたって、低懸念ポリマ（PLC）の概念を導入し、登録要件の適用を除外する PLC の特定に関して科学的に妥当で明確な基準を策定すべきである。
- 新しいポリマ登録制度を導入する代わりに、輸入ポリマに関する現行の構成モノマ登録制度を廃止する。

BRT は以下のように考えている。

- EU 域外からポリマを輸入する際に事業者には義務づけられている構成モノマの登録制度は、EU 域内からポリマを調達する場合には不要であり、不公平な制度である。特に、EU 域外の調剤メーカーは、自らポリマを製造せず、サプライヤーから購入して調合することが多く、登録に必要な各種のモノマ情報をサプライチェーンに遡って入手するための作業負担が重く、一種の非関税障壁となっている。

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- REACH には多くの非常に信頼できる化学データがあり、EU 政府にはデータ共有に向けた国際的な取り組みに関してイニシアチブを取るという特権が与えられている。こうした状況を踏まえ、EU 政府は、例えば国際的なデータ共有を目的とする規則または指針の策定を通じて、EU 域外の他の化学物質規則の申請者とのデータ共有を REACH 登録者に働きかけるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- REACH 登録のために取得された物性・有害性データを他国の化学品管理法に基づく登録等に活用することは、人健康・環境の保護のためには重要である。さらに、データ取得のための試験の重複を回避できることや動物を用いた有害性試験の重複回避による動物愛護にも有意義である。しかし、最近の韓国化評法に基づく登録対象既存化学物質の登録を例にすれば、REACH 登録データ所有者と韓国化評法の代表登録者との交渉が難航して、やむを得ず独自に試験を実施してデータを取得した等、問題となるケースも生じている。交渉相手が明確でないことや適正な費用の負担に関するルールがないのが現状である。

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- EU 政府が REACH 規則等の EU 化学品規制の実施において、英国の EU 離脱の影響を最小限に緩和する。
- BRT は EU 政府に対し、英国の合意なき EU 離脱により、REACH から同時に離脱することになる場合に備え、唯一代理人の変更手続のための猶予期間を設ける等の救済措置の設定を要請する。

BRT は以下のように考えている。

- 英国が EU から離脱したため、移行期間後の英国の化学品規制は不確定である。

内分泌かく乱物質への適切なアプローチ

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- 内分泌かく乱物質と疑われる化学物質を SVHC に指定する場合は、その判断をより慎重に行う。
- EU 政府は、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関わる問題を解決するための取り組みを、具体的な期限に定めて進めるべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 内分泌かく乱物質については、2019年1月にSVHCに指定された3-ベンジリデンカンファーのように、ある一部の生物に対し内分泌系への作用による有害影響が確認されたとの理由で、人や環境生物に有害影響をもたらす懸念のある内分泌かく乱物質とみなされ、後述の未解決の問題があるものの、SVHCに指定されるケースが見られる。一方、市場では、SVHCに指定された場合、将来、認可対象物質に指定される可能性を見越して、実際の影響の程度が明らかとなる前に市場から物質が排除される傾向にある。
- 内分泌かく乱による有害影響の閾値は存在するか否か、閾値は測定可能か否か等、内分泌かく乱作用に関する用量と有害影響に関わる問題は未解決なままである。

フルオロケミカル

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- 難分解性のみの理由に基づくPFASの制限提案に関しては、PFASで処理された素材や製品の耐久性が増すことにより、結果的に廃棄物が減少しEU環境イニシアチブである循環経済にも寄与する事、およびPFASのグルーピングによる制限が二重規制につながり、それによりサプライチェーン上の混乱を引き起こす事について、EU政府は十分配慮するべきである。

BRT は以下のように考えている。

- REACH Article 68に記載のある通り、制限の追加及び見直しについては、人の健康や環境に許容できないリスクがある場合に行われるべきと考える。
- EU内で統一された、全ての種類のPFASを分析する手法は確立されていないため、グルーピングによる制限はサプライチェーン上の管理面で大きな混乱を引き起こすと考える。

欧州特定有害物質使用制限指令 (RoHS)

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- EU政府は、RoHS指令とREACH規則の運用における調和・一貫性を今後とも堅持し、以前に解釈が割れて問題となった成形品中のSVHC濃度判定基準のように、

サプライチェーンでの対応に混乱を生じないように、事前の確認・調整に配慮すべきである。

ナノマテリアル

BRT は EU 政府に以下の点を求める。

- ナノフォームに関する登録文書の必要記載事項を新たに規定した REACH 規則付属書に関し、OECD テストガイドライン、グルーピングツール等の知見やツールを登録者が全て入手できるわけではないという点を考慮した上で、文書の適合性を評価すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 付属書で求められているナノフォームに関する評価試験法、ツール等は整備途上である

WP-1 / # 18 / J to E 共通連結法人税課税標準 (CCCTB)

- BRT は EU 政府に対し、第一段階の CCCTB 案の導入後速やかに、第二段階の CCCTB 案を採択するよう強く要請する。企業が受けられる恩恵の多くは、主に第二段階に存在すると BRT は考えるからである。
- 理事会において CCCTB に関する提案を検討するにあたり、加盟国が単純で理に適った税制を維持し、成長と投資の促進に重点を置くことを BRT は期待する。
- 連結なしの共通法人税課税標準 (CCTB) / 共通連結法人税課税標準 (CCCTB) の提案に関して加盟国が合意することが困難な場合は、CCCTB を支持する加盟国が CCCTB を先に実施できるよう協力手続きをさらに速めることを BRT は提案したい。
- BRT は、全世界の国々が目指すような、世界のベストプラクティスと位置付けられる法人税制を立ち上げるよう EU に働きかける。

WP-1 / # 19 / J to E 持続可能な欧州の未来

持続可能な開発目標 (SDGs) および企業の社会的責任 (CSR) / 責任ある企業行動 (RBC) に関する政策

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- BRT は持続可能な開発目標（SDGs）をあらゆる政策分野に統合させるという方向性を歓迎する。
- 政策の一貫性を実現するとともに、悪影響を緩和しつつ好影響を最大化するための個別取組と全体取組の双方を促進できる環境を形成すべきである。
- 持続可能な未来に向かうための強力なツールとして、対話の実施が重要である。BRT は、二者間経済連携協定（EPA）のもとで「貿易と持続可能な開発（TSD）に関する委員会」が設立されたことを歓迎する。また、この委員会はオープンで透明性のある議論の場であり、日欧双方の産業界の参加を広く求めるべきである。これは、日本と EU の間でベストプラクティスを交換するためだけでなく、日欧双方地域と全世界において未来の政策の道筋に関する意見を集める上でも特に有益である。
- 過去の経験を考慮に入れるべきである。TSD 委員会は、EU と日本間の持続可能性に関する政策対話のプラットフォームになると BRT は認識する。委員会は、欧州委員会成長総局（DG GROW）と経済産業省が過去 6 年間にわたって「EU・日本産業政策対話」内に設けてきた専門ワーキンググループの一つである「EU・日本 CSR ワーキンググループ」、及び同ワーキンググループの企業間対話（日・EU CSR ビジネスダイアログ）の成果と経験に立脚すべきである。
- バランスの取れたアプローチを取り、土台から作り直すことのないように注意すべきである。「持続可能な未来」は環境的側面に関してのみではなく、SDGs で明示された他の側面についても取組が行われるべきである。EU の持続可能性政策に沿って、企業とステークホルダーが参加する、持続可能性に関する枠組みと協力プラットフォームが多数存在する。CSR/RBC と SDGs の分野におけるこうした協力により実現した成果を踏まえ、我々は、持続可能な欧州の未来を実現するための、さらなるイノベーションと協調に注目すべきである。

開示と透明性

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- 非財務情報開示の拡大にあたっては、企業の現状取組を考慮し、十分な影響評価をすべきである。バランスの取れた適切な情報開示を実施するためには、金融及び非金融企業含む全てのステークホルダーに発生するコスト、影響、及び利益について、慎重な評価・分析が実施される必要がある。

- 企業と投資家/ステークホルダーにとって価値のある非財務情報開示を実施するためには、原則ベースのアプローチを維持すべきである。
 - － 企業が投資家とステークホルダーの信頼を深めるための、同等に価値のある手段として対話を強調し、対話をPDCA（計画・実行・評価・改善）マネジメントサイクルに組み込むことによって企業の社内実務の改善を活用する。対話は、リスクマネジメントとイノベーションの文化を育てるための強力な手段である。対話を通じて、さまざまな文化の企業が起こりうる将来のリスクについて意見を交換し、協力の機会を探ることができる。
 - － 非財務報告がコンプライアンスの精神を育てる管理ツールではなく、企業と投資家が価値創出プロセスについて話し合う／意見を交換する上で有益なチャンネルであると考えられる。情報の開示は、企業が創出する価値を伝えるための重要な手段であり、ステークホルダーの信頼を生み出す可能性を持っている。しかし、マテリアリティは企業によって異なり、事業の性質やトップマネジメントのものの見方、企業文化、そして「誰に対して」を記載するかによって左右される。マテリアリティの定義にはさまざまな形があるため、企業は、自社の価値創出を最もよく表わすために何を報告するかを決定する際にフレキシビリティを与えられるべきである。また、情報の内容と受け手を決定する裁量を持つべきである。
 - － 全ての非財務情報が定量的とは限らず、全ての定量的データがその持つ意味をデータのみで説明できるとは限らないことを理解しなければならない。社会的側面に関する情報はしばしば説明的情報を必要とする。データによる比較可能性を重視しすぎると、非財務情報が示す真の意味に対するステークホルダーの理解が損なわれる。
 - － 非財務開示要件を EU タクソミーと結び付けることは、環境の持続可能性への取り組みに向けた行動を示す一つの方法にすぎないことを認識すべきである。BRT は、メカニズムが開発途上である EU タクソミーへの過度な依存を懸念している。
 - － 持続可能性への貢献に関し、EU 限定の監視／報告メカニズムを企業に課さない。他の国々との協力が重要である。モニタリングは、企業にとって重要な影響と改善に焦点を当てた場合に有益なツールとなる。非財務情報開示を日常の事業活動に組み込むことを企業に奨励すべきである。

責任あるサプライチェーンマネジメント

BRT は EU 政府に対し以下の点を求める。

- EU 特有の条件を取り入れるのではなく、リスクベース・アプローチをとる、国際的に認められた枠組みを EU 域内で推進する。世界的に首尾一貫した枠組みは、企業がグローバルなアプローチを取ると同時に各地域で有意義なアクションを起こすための前提条件である。このような枠組みとしては、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や「OECD 多国籍企業行動指針」等が挙げられる。
- 現場の根本的問題に効果的に対処するため、国や地域間のガバナンス・ギャップの解消に向けてリーダーシップを取る。産業界の取り組みだけでは、こうした地域からの責任ある製品・サービスの調達が保証されないことを BRT は認識している。世界は新型コロナウイルスによりかつてない対応を迫られているが、各国政府が関与し、協力することが重要である。その意味で EU の外交は重要な役割を果たす。BRT はステークホルダーとの対話とステークホルダーの参加を支持する。それは、さまざまな文化と制度を跨いだ協力を推進し、企業と社会にとっての価値を創出するための最善策である。
- 責任あるサプライチェーンを形成するよう企業に働きかける環境をつくる。EU は、厳格な枠組みを作るのではなく、競争を促し、価値を創出するサプライヤー・ネットワークを育て、有効なマネジメントプロセスを実践するために企業が努力していることを認識すべきである。